

ID: 3037

担当部署: 産業観光課

処分の概要	違反行為の対する措置命令		
法令名 根拠条項	農業協同組合法 第95条第1項		
法令番号	昭和22年法律第132号		
<p>【基準】</p> <p>法第95条第1項の規定による。</p> <p>第95条 行政庁は、第93条の規定による報告を徴した場合又は第94条の規定による検査を行った場合において、当該組合若しくは農事組合法人又は中央会の業務又は会計が法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は定款、規約、信用事業規程、共済規程、信託規程、宅地等供給事業実施規程若しくは農業経営規程に違反すると認めるときは、当該組合若しくは農事組合法人又は中央会に対し、期間を定めて、必要な措置を採るべき旨を命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 22 年 3 月 30 日	最終変更年月日	年 月 日